

水害で車が被災したときの 手続きガイド

発災直後 まずは安全確保！

✓ エンジンはいけない

✓ ハイブリッド車や電気自動車はむやみに触らない

発災 ➡ 記録 ➡ 保険の確認 ➡ 業者へ連絡



《記録を残すためにすること》

- 市役所で被災届出証明書を取得する
- 水位の跡が消える前に写真や動画を撮っておく
(浸水跡が分かるように、車内外とも四方から)
- 痕跡が消える可能性があるため洗車はしない



任意保険あり

保険会社へ連絡

- 保険会社の指示に従い書類の準備
- 全損の場合は永久抹消登録手続



任意保険なし

修理業者やディーラーへ連絡

- 修理業者等にて修理可能か判断
- 修理不可の場合は永久抹消登録手続

★車の処分までに日数を要する場合は、一時抹消登録手続きをすることで自動車税の課税対象外となります。（軽自動車は除く）

〈ご自身で一時抹消登録手続きをする場合の必要書類と手続先〉

・普通車の場合

必要書類：車検証、印鑑証明書、実印、ナンバープレート2枚

手続先：管轄の運輸支局

・軽自動車の場合

必要書類：車検証、ナンバープレート2枚

手続先：管轄の軽自動車検査協会

※ローンが残っている場合、所有者はローン会社やディーラー等となっていることがあります。その際はご自身で手続きはできませんので、必ずローン会社等にご連絡ください。

※以下のものは、抹消登録（廃車）後に残りの期間に応じて還付される可能性があります。

・自動車税（軽自動車税は除く）・自動車重量税・自賠責保険料

手続きでお困りのときは、お気軽に行政書士へご相談ください

無料電話相談実施中
(10月31日まで)

☎070-4092-3265

<受付時間/月～金10:00～16:00>

※通話料金は
ご負担いた
だきます



三重県行政書士会